



平安文書に見られる周公旦の受容の具体的状況と変遷(上)

鄭, 寅隴

(Citation)

国文学研究ノート, 55:1-12

(Issue Date)

2016-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81009652>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009652>



平安文書に見られる周公旦の受容の具体的状況と変遷(上)

鄭 寅龍

はじめに

周公旦は中国周王朝の大政治家であり、父の文王、兄の武王、甥の成王の三代を補佐し、成王の幼い時に摂政を務め、周王朝の安定を導いた人物である。周の官制、礼楽を定めたため、周公旦の治世を理想とした孔子に聖人として崇められていた。その事績や言行が様々な漢籍に散見でき、『史記』には周公旦の生涯についても詳しい記述がある。

周公旦は早くは『懷風藻』などの奈良時代の書籍に名が見られたが、受容の数が多くなく、主に象徴的な儒教の聖人としての受容であった。周公旦は、平安初期の知識人にとっては、聖人の一人、中国の政治家の一人でしかなかったといえる。しかし、『和漢朗詠集』『丞相』に「周公旦者文王之子武王之弟、自知⁽¹⁾其貴」。忠仁公者皇帝之祖皇后之父、世推⁽¹⁾其仁」。へ貞信公同人」という朗詠の句があるように、後になると周公旦は摂関制度の基礎を築いた藤原良房と並べられて受容されるようになる。この受容は、人口に膾炙しており、例えば『源氏物語』には光源氏がこの句を踏まえ、自らを周公旦になぞらえる場面があり、物語読解上重要な項目として取り上げられる。このよ

うな事実から、一条朝では周公旦が人々によく知られ、その受容は当時の知識基盤に深く根ざしていることが窺え、平安初期とは大きく異なる受容と言える。

中国の前漢の時、漢武帝は霍光に自分の死後周公旦のように幼い太子を補佐せよと命じた。後漢の王莽が皇位を篡奪した時に、周公旦の故事に自分の正当性をもとめた。周公旦は一時孔子を上回る聖人となった。中国における周公旦受容が時代によつて異なるように日本と中国の周公旦受容も異なることもありえるだろう。

つまり、その周公旦にあたって日本的なバイアスが働くこともあるだろう。小稿は歴史書や漢詩文を中心に、平安時代初期から中期までの周公旦の受容を分析し、変遷を報告するものである。以下時代順に用例を紹介しながら、当時の受容状況を分析する。

(一) 平安前期までの周公旦受容

周公旦は最初に孔子とともに儒教の聖人として受容される。『日本書紀』では、欽明天皇十三年（五五二）冬十月百濟の聖

明王が使者を遣わして欽明天皇に仏法崇拝を口説いた文言に、「是法於諸法中⁽¹⁾、最爲殊勝、難解難入。周公・孔子、尚不能知⁽²⁾」とあり、周公旦と孔子でさえ仏法を知ることができないというのである。また、中国では「周孔」「姫孔」という略称で周公と孔子をいい、儒教を指す。その受容は『懷風藻』『三教指帰』『経国集』に五例⁽³⁾が見える。

儒教の聖人のほかに、周公旦は周王朝を安定した功臣としても受容される。『三教指帰』に「乞兒無然。問曰。何謂忠孝乎。答曰。(中略)如是爲忠。伊周。箕比。蓋其人歟。」⁽⁴⁾とある。これは、假名乞兒に儒教の「忠」を説明する時、「伊尹」「周公旦」「箕子」「比干」という例を出しているところである。「伊尹」「箕子」「比干」は「周公旦」と同じく皇帝の忠実な大臣である。ここでは「周公旦」は功臣の代表人物として受容されている。平安前期の受容として最も目につくのは『経国集』の対策である。次は白広成の対策文の例である。

姫旦^レ摂^レ機。封^二畢邵^一而討^二二叔^一。因知。国之二柄。徳之與^レ刑。為^レ政之基^一。

『群書類従』統群書類従完成会、第八輯、五百四十一頁「姫旦」とは、周公旦の本名である。「摂機」は万機を摂るという意味である。周公旦は成王が幼い時に摂政を務め、畢公や召公を封じて二叔を討伐した。葛諸会の対策にもこの故事の受容が見られる。

対。竊以。誅^レ惡之義。先聖垂^レ典。戮^レ逆之旨。後哲宣^レ軌。

所^下以無爲軒帝動^三三戰之跡^一。有道周王示^中二叔之放^上。則知凶必殛。邪必正者也。

『群書類従』統群書類従完成会、第八輯、五百四十八頁「周王示二叔之放」という表現は成王が周公を遣わして周にそむく二叔を討伐した故事を踏まえている。時務策は進士たちが治国修身の道を論ずる策である。国を治めるために刑罰の必要性を論じる時、周公旦が兄弟の二叔（管叔と蔡叔）を討伐したことが先例として用いられる。

以上、平安前期までは、主に儒教の聖人、国を治めた功臣の典型として受容されていたことが分かる。周公旦個人を受容しようというより、儒教に基づいた理想的な政治が行われた周の時代の代表者としての受容である。

(二) 藤原良房以後の周公旦の受容

平安中期になると、これは大きく変わる。周公旦が個として注目されるようになる。その最初の例は忠平の辞表で良房を周公旦になぞらえる例である。良房は最初の人臣摂政で、周公旦も摂政であった。二人とも帝と血の繋がりがあり、帝が幼いため摂政になったのである。周公旦の摂政であつた部分が注目されるようになる。以下平安中期までの、用例の内容を分類して見ていく。

1、摂関・内覧を辞する表に見られる周公旦の受容

元慶元年（九三八）八月十三日、貞信公藤原忠平は昨年元服した朱雀帝に大江朝綱作「為」貞信公「天皇元服後辞」摂政表を出した。

臣坐臥焦_レ心、遠近檢_レ迹、周公旦者、文王之子、武王之弟、自知「其貴」。忠仁公者、皇后之父、皇帝之祖、世推「其仁」。然猶恐「主事之久摂」、歎「皇綱之難_レ治」。嘗_レ雖功成。還「政於有國之主」。加_レ冕礼畢。退「身於無何之郷」。

〔『本朝文粹』新日本古典文学大系、巻四、一八二頁〕
「周公旦者、文王之子、武王之弟、自知「其貴」という表現は『史記』「魯周公世家」を踏まえている。周公旦は七年間摂政を勤めたのち、成王が成人になるとすぐ摂政を辞した。良房も摂政になって六年目、清和天皇元服の後に摂政を辞した。忠平は、朱雀天皇が元服した後、この周公旦と良房の例をあげ、自分が彼ら以上に長く摂政を務めることができないと述べたのである。傍線部は『和漢朗詠集』「丞相」にとられる。忠平の辞表の注目すべき点は、良房と周公旦を対にしている点である。これは良房を周公旦と同格に扱っていることになる。

忠平が辞表に周公旦を用いるのは全部で四例がある。次の例は、「為」貞信公「辞」摂政「第二表」であり、延長八年（九三〇）十月十六日に出した二回目の辞摂政表である。同年九月廿二日、醍醐天皇は皇太子に譲位し、忠平を摂政に任じる勅旨を下した。忠平は中国の例に基づき、三度天皇に辞表を出す。三度の辞表

はすべて大江朝綱に書かせたものである。忠平は自分が摂政の重任を負えない理由を述べた時、周公旦の故事を用いて説明している。

昔周公旦之大聖。未_レ免「流言」。霍子孟之英雄。難_レ避「謗議」。或親或賢。招_レ咎如_レ此。雖「慎雖」畏。塞_レ責若何。

〔『本朝文粹』新日本古典文学大系、巻四、一八一頁〕
周公旦は兄弟の管叔蔡叔に国中に流言を流されことがある。霍子孟は霍光を指す。霍光は幼い漢昭帝を輔佐している間に左將軍の上官桀から謀反の誹謗を受けたことがある。それは二人が摂政という職についたからである。忠平公は摂政を辞する時、周公旦と霍光の例を引き出して、自分はいかに慎んでも摂政の責めを塞ぐことができないと語る。この表現には直接「摂政」に関する語句はないため、周公旦と霍光は摂政になったことはすでに文人貴族の共通知識だと分かる。

「為」貞信公「辞」摂政「第二表」には「昔周公旦之大聖。未_レ免「流言」とあり、周公旦は「大聖」とされている。⁽⁵⁾前述したように、周公旦を儒教の先哲とする受容はすでに奈良時代から見られる。平安中期以降の周公旦の受容は以前の受容を受け継いでいる。その上で、良房が人臣摂政になったことを機会に、平安人は聖人である周公旦の政治の面を注目し、その政治の面を当代の摂関大臣に結びつけて受容し始めたと思われる。それが常識化していた証拠として村上天皇に出した忠平の致仕の表、それを説得する村上天皇の返事の例をあげる。ともに周公

旦の故事をもつて応酬する。天曆三年三月三日、貞信公は病氣で村上天皇に致仕の表を出したが、すぐ還された。十六日、再び致仕の表を出して村上天皇に請求した。この致仕表はすべて大江朝綱が貞信公の代わりに作つたものである。「為同公」請致仕「第二表」にはこのように致仕の理由が述べられる。

夫周公旦者、千年之大聖、金石比堅。司馬孚者、三代之重臣、珪璋挺質、精爽不衰。与善之德既茂、氣力猶健、輔仁之訓長伝。以此為比、尤所慙懼。

『本朝文粹』新日本古典文学大系、巻五、二〇〇頁）朝綱は周公旦と司馬孚を引きながら致仕の理由を述べる。周公旦は周文王の四男であり、文王、武王、成王の三代に渡つて王を輔佐し、周の統治を固めた偉人である。司馬孚は西晋の皇族である。宣王の司馬懿（追贈）の弟である。宣王の司馬懿（追贈）、晋王の司馬昭（追贈）、晋武帝の司馬炎の三代に仕えた重臣である。忠平は当時醍醐、朱雀、村上三代を経るので辞表に周公旦と司馬孚の例を出して、自分はこの二人に及ばないため、村上天皇に致仕を願う。

天曆三年（九四九）三月十七日に、これにたいして村上天皇も「答同公致仕表」勅で、周公旦より長く仕えた太公望と召公の例を出して致仕を引き止めている。

勅。省表具高旨。朕前指公旦而懷頽暮、引司馬而抑懸車。公今還凝謝德之色、弥照執謙之光。又猶以彼為希有之蹤、歟。昔呂望鬻辺之雪、世未伝其

歸煙溪。姫夷面上之波、人豈謂之蹤粉沢。

（『本朝文粹』新日本古典文学大系、巻二、一四一頁）これは、貞信公の致仕の要求を撤回する文章である。太公望と召公は周公旦と同じく文王時代から周の政治を輔佐してきた人物であり、二人とも周公旦より年寄りである。村上天皇は太公望と召公の例を出して致仕を引き止めているのだ。

このように平安中期では藤原氏の摂政の問題を取りあげる時に周公旦を持ちだすことが常識となっていたことがわかる。では、なぜ良房を讃えるために周公旦を用いたのであるうか。

良房以前、日本の摂政は、聖徳太子を初めてとしてすべて皇族出身だった。良房は、人臣で初めて摂政になった人物である。良房の摂政になる根拠は、清和天皇の外祖父であるという血にあった。良房は妹順子の子、道康親王を皇太子にするために承和の変をおこし、文徳天皇を位につけ、さらに今度は、自分の娘明子を文徳天皇の后にし、その子、つまり良房の孫を清和天皇につけた藤原家の繁栄を築いた人物である。

こうした権力の掌握の方法の道義的保証が周公旦だったのでないか。治世を讃えるのなら堯や舜を持ち出すのが一般的であるのに、周を引き合いに出したのは、臣下でありながら国を支えた周公旦がいたためではないだろうか。周公旦は成王の叔父にあたる。そして良房は母系的に言えば祖父であり天皇と血が繋がる。その血の続きを根拠にして摂政になる正統性を周公旦に求めたものと思われるのである。山田尚子氏は『本朝文

粹』や『本朝統文粹』に収載される辞摂政表を考察した上で、このように述べる。⁽⁶⁾

良房と周公旦とは、摂政の先蹤として結びつけられ、その人物像が重なり合うように、相似た造形をもつてしばしば表現されたのであろう。当然ながら、そのように表現される場合の表現の場は、辞摂政表製作の場のみではない。両者は結びつけられて表現され、表現されることでますます強く結びつくことになる。そして、そうした営みの中で、それぞれが摂政制という制度そのものに深く根を下ろすことになったのだと考えられる。すなわち、より具体的には、良房は周公旦の後継と見なされることで摂政であることの正当性を獲得し、周公旦は単なる故事や先蹤というだけでなく、日本の摂政制の起源としての地位を得ることになったのであろう。

良房と周公旦をならべてその事績をたたえ、私は彼らに及ばないから辞するという忠平の表現はこれ以後定型となつていく。

忠平の孫、兼家は永祚元年（九八九）、円融法皇の反対を押し切つて長男・道隆を内大臣に任命して、律令制史上初めての「大臣四人制」を実現させ、更にこの年に頼忠が薨去すると、その後任の太政大臣に就任した。永祚二年（九九〇）の一条天皇の元服に際しては加冠役を務める。これを機に永祚二年（九九〇）五月五日に閑白に任じられるも、わずか三日を経て

永祚二年（九九〇）五月八日で病氣を理由に嫡男・道隆に閑白を譲つて出家する。その辞表の第四表（同第四表（為「入道前太政大臣」辞「職並封戸准三宮」第一表」））には

昔姫旦之補_レ成王_一而臨_レ朝。以_二王少未_レ冠也。虞舜之代_二堯帝_一而摂_レ政。以_二帝老視_レ履也。陛下非_レ幼非_レ耄。何_レ韜_レ盛徳於垂衣_一。微臣無_レ藝無_レ能。何忘_二亢滿於負簣_一。

『本朝文粹』新日本古典文学大系、巻四、一九〇頁）とあり、成王が幼いことを理由に摂政となつた周公旦の事蹟が先例として踏まえられている。兼家の辞表でも藤原氏の摂政の正当性の根拠は周公旦だった。強引な藤原北家の正当性の保証として周公旦を持ち出すという手法は常套化していき、やがて文人貴族に広がっていく。それがわかるのが申文である。

2、申文に見られる周公旦の受容

申文について後藤昭雄氏が「臣下が事柄を申し述べ、また請願する文章で、広く使われる文章様式となつたが、官位の叙任昇進を申請する場合に最もよく用いられた」と解説されている⁽⁷⁾。藤原北家が摂政になるところがもはや何の疑問ももたれなくなっていくと、摂政の正当性のために周公旦を持ち出すのではなく、任官をおもねる手段として周公旦を用いるようになっていくのである。いわば藤原氏の執政者の歓心を買うための受容に変化していくのだ。

以下の用例は、橘直幹は天曆八年（九五四）八月九日に村上

天皇に民部大輔の兼任を願う申文（「請_レ被_下特蒙_三天恩_一兼_中任民部大輔_上狀」）である。

適遇「漢主好_レ文之時。周公重_レ士之日」、出_レ自_二鬻門白屋之底、獨立孤微之中_一、獻_二策於春官_一、纔及_二上第_一、算_二年於夏曆_一、早盈_二強仕_一。

（『本朝文粹』新日本古典文学大系、巻六、二二一—二二二頁）
橘直幹が「適遇「漢主好_レ文之時。周公重_レ士之日」という表現を使つて、自分が代々国守の家の生まれで、儒門の子孫と比べると頼りないが、聖主が文を好み丞相が士を重んじる時に逢つたため、及第することができた」と述べる。橘直幹は武帝に村上天皇、周公に実頼師輔をなずらえることで、今の治世では公平な人事が行われることを称賛している。

次は三善道統が天元三年（九七八）正月二十日に出した申文（「請_レ被_下特蒙_三恩恤_一因_二准先例_一举_中達弁官右衛門権佐_上狀」）である。

殿下黄陂潤_レ色、許月朗_レ光。情峰之峻類_二嵩衡_一、不_レ讓_二細壤_一、智水之深如_二江海_一、寧嫌_二纖流_一。不_レ珍_二尺璧_一、周公吐_レ飡之勞、唯重_二寸陰_一、荀氏累_レ席之座。拔_レ微起_二滯極_一鑑秋毫、誘_レ善簡_二能_一、明_二照曉月_一。

（『本朝文粹』新日本古典文学大系、巻六、二二六—二二七頁）

三善道統は「周公吐_レ飡之勞、唯重_二寸陰_一」といい、周公で頼忠を讃える。頼忠が公平な人事を行うと賞賛することで、自

分の官爵の昇進を願う。

次は寛弘四年二月廿二日に大江以言が作つた「請_下特蒙_三天恩_一因_二准先例_一依_二儒学_一被_レ兼_二任弁官_一闕左右衛門権佐_上他官_一替_上狀」である。

方今聖主好_レ文、賢相折_レ士。不_レ遇_二好文之代_一者、則何_レ為_レ愁、而今遇_二漢帝好_レ文之代_一。不_レ得_二折_レ士之時_一者、則何_レ為_レ恨、而今得_二周公折_レ士之時_一。望_二請_一、天恩被_レ兼_二任件等官_一。

（『本朝文粹』新日本古典文学大系、巻六、二三三—二三四頁）
これは、一条天皇を成王、摂政道隆を周公旦として讃え、任官を求めている。漢武帝と周公旦を使つて、只今聖主文を好み賢臣士を重んじる時代だと一条天皇の治世を讃える。一条天皇を漢武帝、摂政道隆を周公旦で讃える。

申文に出た「周公吐_レ飡」「周公折_レ士」は周公旦が人材を重視する故事を踏まえた表現である。周公旦は周に留まり武王を輔佐する時、子の伯禽を代理として封土の魯に赴かせた時、伯禽に人材重視の訓戒をたれた。

周公戒_二伯禽_一曰。我文王之子、武王之弟、成王之叔父。我於_二天下_一、亦不_レ賤矣。然我一沐_三捉髮、一飯_三吐哺、起以待_レ士。猶恐_二失_二天下之賢人_一。子之_レ魯、慎無_二以_レ國驕_レ人_一。

（『史記』（世家上）新釈漢文大系、第五巻、「魯周公世家」、一一八頁）

「周公吐_レ哺」は周公旦が人材を重視するエピソードとして

極めて有名な段である。平安貴族の間で盛んに読まれた『蒙求』にも「周公握髮」の名でおさめられている。文人貴族が天皇に希望する官職を申し請う場合に、この故事をそのまま用いたり、漢武帝と対となる表現で用いたりしていた。

例えば大江匡衡は「請_レ特蒙_レ鴻慈_レ因_レ准先例_一兼_レ任弁官左右衛門権佐大学頭等申_二他官_一替_レ狀_一」で中国の周公旦と漢武帝の時代を日本の延喜・天曆時代を対にしている。

方今位_二民之後、聖宰輔_一政以來、近訪_二延喜天曆之故事_一、遠問_二周室漢家之遺風_一、去秋遇_二重陽之宴_一、誇_二文道之已興_一、今春見_二朝拜之儀_一、感_二聖代之復旧_一。

『本朝文粹』新日本古典文学大系、一二〇頁

匡衡は「二条天皇が即位して、道隆が政治を輔佐して以来、近くは延喜・天曆時代の記事を参考して、遠くは周と漢の遺風を思い出す。去年の重陽の宴以来、文道がすでに興隆したことを誇りに思う。今年の春朝拜の儀式を見ると、聖代の復旧を感じる。」と述べている。一条朝の時代、聖代とは延喜・天曆をさす。林陸朗氏_{『聖代の復興と見られる今日、模範たる延喜・天曆の先例に倣って、自分に件の兼官を賜ることが即ち天下に文章の道が重んぜられることを知らしめる明証となるのであつて、またもし叶わない場合は、文章の道はここに湮滅し、誰か堯舜の風・君臣の美を謳歌するであろうか、という極めて熱烈なものであると述べる。即ちここでの彼の主張の眼目は、頭職を兼任することであるが、その根拠}

として、規範とすべき延喜・天曆の聖代の先例、つまりはそこでの祖父維時ら儒官の重用を掲げているのである。さらに、今日が聖代復旧である所以は、重陽の宴や朝拜の儀など朝廷儀礼の盛儀をあげ、こうした朝廷の文物の盛行こそが聖代復旧のあらわれであり、従つて延喜・天曆を母制として、その聖代の先例に倣うべきであつて、これこそが文を重んずることになる、そして、聖代と結びつけるのであるが、なかでも、延喜・天曆の聖代における文人とくに祖父維時の重用は、以後の匡衡の主張のなかでさらに明確な形をとつてあらわれてくる彼の意見に一貫する一つの論理となるのである。

と述べる。林氏は聖代という言葉に、当時の人々に文人を重用するイメージを持っていたと指摘している。ただし、林氏は匡衡の申文に見られる「周室漢家之遺風」という表現について触れられていない。「周室漢家之遺風」は先に引用した申文に見える「適遇_二漢主好_レ文之時。周公重_レ士之曰_一」などの表現を踏まえたと考えられ、周公旦が公平な人事を行ったことが重視されている。周公旦の業績が背景とされた表現が用いられるのは当時の人々が執政者に周公旦のように公平な人事を行い、文人を重用してほしいと思つていたからなのである。一条朝の文人たちが延喜・天曆のような聖代を一条朝に期待している。それを実現するのは周公旦のような北家の摂政・関白であるとよみ、自分の任官を期待したり、感謝したりしているのだ。

続いて、道長の時代の受容を同様に見ていく。

(三) 一条朝における周公旦受容の特徴

1、道長賛辞としての受容

匡衡は引用のように道隆を周公で讃えたが、道長に対しての用い方は、破格の扱いであった。

源雅信の邸で道長が主催した詩宴で、匡衡が作った詩序を見ていく。この詩序の成立年次を木戸裕子氏は永延二年(九九〇)八月六日と推定されている。⁽⁹⁾

方今四坐或相語曰。我納言居龍官以諳政途。於天
下亦不賤。揮鳳毫以入詩境。於地上其得仙。
重士好文。誰不歸服。道之中興於焉知矣。

〔『群書類従』統群書類従完成会、『江吏部集』「仲春庚申夜陪員外藤納言文亨同賦夜坐聽松風一首」并序〕、第八輯、二〇四頁

道長に対して、それを取り囲む満座の人々が、「私たちの中納言殿、中納言として政事を精通している。天下においても卑しくない、貴い存在です。」と語り合っていた。「於天下亦不賤」とは周公旦が「私は文王の子武王の弟成王の叔父」とつづやく言葉に続くセリフなのである。『史記』『蒙求』にも見られる故事である。この年の二月に一条帝が十一才で元服し、定子が入内する。道長は定子、一条帝とのみ叔父だが、当代の藤原氏の氏の長者は道隆であつたにもかかわらず、匡衡は道長に周公旦

の言葉を用いて讃えていたのである。道長はこの後、大きく飛躍する。一条帝の母詮子の支持を得て、氏長者となる。

中関白家が凋落し、道長が氏の長者になり、道長の権力は盤石なものになっていく。

長保元年(九九九)内裏が焼失し、一条天皇は道長に内裏の修理を頼む。大江匡衡は「周公宮洛邑」と「蕭何宮漢宮」の例を出して詩序を作る。

長保初天子勅左丞相修復禁園。蓋周公爲成王卜洛邑。蕭何爲高祖營漢宮之例也。丞相棟梁材大。丹青功高。期皇基於億載。成花構於不日。

〔『群書類従』統群書類従完成会、第八輯、『江吏部集』「初冬庚申侍宴同賦燕雀相賀應製詩一首」并序〕、二四〇—二四一頁

道長の事蹟が周公旦の事蹟と類比されている。一条帝の母詮子の支持を得て、中関白家伊周との競争に勝ち、氏長者となった道長にとつて一族の繁栄の祖である良房と対に読まれた周公旦に類比されることは、良房と同等ということになり非常に心地よい喩えだったはずである。

そして寛弘三年(一〇〇六)、道長は前の年に一条天皇、彰子中宮、東宮を東三条殿に迎え、花の宴を催す。この花の宴で、大江匡衡の息子である挙周が藏人に任官し、殿上人にさせてもらう。大江匡衡は喜びのあまり、次のような詩を読んでいる。

今年兩度慰心緒。愚息遇恩之至哉。正月除書爲李部。

暮春花宴上蓬萊。誠雖漢主明風教。多是周公重露才。桓郁待中榮不見。江家眉目有時開。

〔『群書類従』続群書類従完成会、第八輯、『江吏部集』寛弘三年三月四日。聖上於左相府東三条第一被行花宴。余爲序者兼講詩。講詩之間。左丞相傳勅語曰。以式部承舉周補藏人者。風月以來。未嘗聞此例。時人榮之。不堪感躍。書懷題于相府書閣壁上。〕、二一八頁

と、一条帝を漢武帝に喩え、道長を周公旦に喩える。一条帝は明君であるが、自分の息子が藏人に昇進できた大部分の理由は道長が人材を重視するからだと述べている。道長を周公そのものに喩えているのである。

寛弘七年（一〇一〇）、大江匡衡は道長の邸宅で行われた曲水の宴でこのような序を作っている。

夫曲水本源其来尚矣。昔成王之叔父周公旦卜洛陽而濫觴。今聖主之親舅左丞相亦宅洛陽而宴飲。蓋乗輔佐之餘暇。惜物色之可賞也。

〔『群書類従』続群書類従完成会、第八輯、『江吏部集』〕「七言。三月三日侍左相府曲水宴同賦因流汎酒應教詩一首。以廻爲韻（并序）」、二〇六頁

これは周公旦の濫觴を道長の曲水の宴と対にしている。良房と同じ詠まれ方である。これは聖代を支えたのは周公であり、当代では道長が聖代を作り出しているという賛辞なのである。

平安人が認識していた聖代の一つの柱は文化興隆であった。周公旦は曲水の宴の濫觴として理解されていた。曲水宴を催す道長は、当代の周公旦であるというのだ。周公旦は聖代を支えた人物であり、当代では道長が聖代を作り出しているという賛辞なのだ。

このような匡衡の道長への賛辞は、一条朝での王道であったことは、匡衡への当時の評価からうかがえる。『小右記』の長和元年（一〇一二）七月十七日条、大江匡衡がなくなった時の記事、

十七日、关末、昨夕丹波守匡衡卒、（年、）当时名儒無人比肩、文道滅亡、

〔『小右記』大日本古記録、第三卷、長和元年七月十七日条、四八頁〕

と、匡衡が学問の世界でいかに高い評価を得たことは窺える。

このような周公旦の故事を用いて道長の治世を讃えるという形が匡衡を中心に繰り返されることで、本来の周公旦の故事そのものを受容するのではなく、象徴として記号化されていく。つまり、受容の形骸化が始まる。

2、周公旦受容の形骸化

当代の権力者を周公旦で讃えるという使い方は、やがて周公旦を形骸化して受容させていく。その象徴的な例が匡衡と紀齊名の論争である。

長徳三年（九九七）七月、匡衡の息子時棟の献じた試詩を紀
齊名が病累の詩と判定し落第させた。時棟が落第させられた主
な原因は「蜂腰」という声調の詩病があったためだと齊名は述
べる。そのほかに、齊名が落ちた理由の一つは、時棟の用い方
は、周公の名だけあげ、具体的表現がなく、十分な対句的な詩
の形になっていないというものだった。

又云、蓬蒿自生、鳳凰頻集界

今案、此題詩美周成王之文也。成王時無蓬蒿生
厨之瑞。而不叙周日之事、空表堯年之祥。求
之文章、尤爲乖違。

又云、舜海浪聲空 堯山雲色靜。

今案、此章徒褒堯舜之德、不述成王之美。時代
相違、詞義既戾。就中浪聲空三字、甚迂誕也。若之海
水不揚波之意歟。波与浪其意不同。可謂大訛。

（『本朝文粹』新日本古典文学大系、巻七、二三三四頁）
時棟の詩は周成王の治世を褒めるという主題なのに、周のこ
とに關してまったく述べず、堯舜の時代の瑞兆をもって治世を
褒めている。周と堯舜とは違う時代なので、時棟の使い方は大
間違いだと言明している。

一方、父匡衡の言い分は、時棟は天子の万年を祈って、帝徳
を褒めるという題であるから「成王周公之事」を使つたのであ
る。成王と周公旦を褒めることで今上陛下の治世の賞賛する。

この尊い表現を非難することそのものが間違っているというも
のだった。

加以此度試題、韻以八字、已同賦体、奇法過差之試也。
往古未聞八字之例。祈以万年、已褒帝徳、成王
周公之事也。當今宜獻万年之寿。如此則摻落之判有
忌諱、諸儒所為無是非。咸池不齊度於蛙咬、而衆
聽者惑疑。能不惑者其唯子野乎。雖云萬乘之尊、難
奪定夫之志。何況諸儒之間。緣底廢匡衡之言。

（『本朝文粹』新日本古典文学大系、巻七、二三三頁）
また、「蓬蒿自生」という瑞兆は聖代の証であり、聖代で
あれば現れるのだと述べ、今は聖代なので時棟の使い方が間違
いないと抗議した。

今案、所難之旨、甚以軟弱。何者、此度試、以既飽以
徳為題、以君子万年介爾景福為韻。褒當今之徳、
取諭之詞也。

春秋潛潭巴曰、君臣和得道度叶中、則蓬蒿生於庖厨。
孝經援神曰、天子形乎四海、徳洞淪冥蓬蒿生。白虎
通曰、孝道至則蓬蒿生云々。然則何独称唐堯之時。又
虞舜之時有之。爰唯是聖代所生之樹也。當今是聖代也、
蓬蒿何不生厨乎。

（『本朝文粹』新日本古典文学大系、巻七、二三三八頁）
本朝文粹にはこの問題について長文の論争が二回にわたつてく
りかえされ記録されている。内容からみれば、齊名の言い分に理

があると思われる。時棟の詩は原典までさかのぼらず、聖代といえ、周公旦という形骸化された受容をしている例といえよう。⁽¹⁰⁾

まとめ

周公旦の説話の受容の変化は、平安時代の政治的状況や政治制度の変化に大きく影響されていることがわかる。特に国風化が進むにつれて、原典そのものではなく漢籍が日本的に変容されて受容されていくことがわかった。

平安前期まで周公旦は主に儒教の聖人、国を治めた功臣の典型として、平安人に認識され用いられた。しかし、平安中期になると大きな変化が見られ、良房が最初の人臣摂政になった頃から、周公旦は摂政の濫觴と位置づけられた。具体的な受容姿勢としては、藤原北家を讃える根拠として周公旦が使われるようになっていった。

さらに国風化が進む道長の時代になると、日本文人の漢籍力が衰退することも影響し、受容が周公旦説話原典までさかのぼらず、孫引きとも思えるような画一的表現と形骸化し、道長を賛美する常套句化していった。

特に道長に対しては、意識的に周公旦と結びつける傾向が顕著にみられる。その表れの一例としては、道長が盛んに行った曲水の宴で作られる漢詩が挙げられる。ここにも周公旦の受容が見られる。これは平安人にとって周公旦は曲水の宴の濫觴とされたためであることが影響していると考えられる。この変化は道

長の時に曲水の宴が初めて人臣の邸宅で催されることと関わるのではないかと思われる。この問題については続稿において取り上げる予定である。

【注】

- (1) 『和漢朗詠集』「丞相」(677b)。引用は明治書院の和歌文学大系を用いる。
- (2) 『日本書紀』の引用は新編日本古典文学全集による。
- (3) 『懷風藻』には一例、「周孔糟粕。安足以留_レ意。遂脱_レ俗累_一。落飾出家。精進苦行。留心戒律。」(引用は日本古典文学大系による)とある。『三教指帰』には二例、「彼周・孔・老・莊之教、何其偏膚。」と「其旨姬孔所未談、老莊所未演。」とある。『経国集』には二例、「周孔名教。興邦化俗之規。釈老格言。致福消殃之術。」と「今欲_下尋_上芳訓於姬孔。」とある。
- (4) 『三教指帰』巻下の論(寫懷頌 観無常賦 生死海賦 詠三教詩)。本文の引用は日本古典文学大系を用いる。
- (5) 孔子が晩年になって、政治的な理想を遂に果たす事が出来なかった後悔を感じ、「甚矣、吾衰也。久矣、吾不復夢見周公。」(『論語』「述而」)といい、自分自身の老衰に対する憂いを訴える。孔子は若い頃には、自身が理想的な君子と考えていた周公旦を毎日のように夢で見ていたという。また、『論語』の「八佾」には「子曰。周監_二於_一二代_一。郁郁乎文哉。吾從_レ周。」とある。孔子は夏・殷の二代の礼法制度を観察した上で作られた周を理想

とする。『論語』の引用はすべて吉田賢抗氏校注の新釈漢文大系本による。吉田賢抗氏は、「孔子はすばらしく整備された周の礼楽を賛美し、その制定に大功があつた周公を理想の人として尊敬し私淑した」と述べている。

- (6) 山田尚子氏「周公旦の故事と摂政―平安期の辞表をめぐる一考察―」『国語国文学研究』四九 七一―八四頁、二〇一四年三月六日。

- (7) 後藤昭雄氏「文は願文・表・博士の申文―『枕草子』と漢文学―」『源氏物語と漢文学』（和漢比較文学研究業書12）、一九九三年十月

- (8) 林陸朗「所謂『延喜天曆聖代説』の成立」『延喜天曆時代の研究』古代学協会、一九六五年四月

- (9) この詩序の成立年次を木戸裕子氏は永延二年（九九〇）八月六日と推定されている。木戸裕子氏「江吏部集試注（三）」『鹿児島県立短期大学紀要、人文・社会科学篇』四九、2019頁、一九九八年十二月二十五日

- (10) この部分金原理氏は声調の面から斉名は六朝の沈約の詩論にのつた指摘であり、このような論争が起きたのは匡衡の時代においてすでに中国音では発音していなかったためだと述べられている。（金原理「平安時代漢詩人の規範意識―本朝文粹所載の大江匡衡と紀斉名の省試論争をめぐる―」『語文研究』二五、九州大学国語国文学会、九二―七頁、一九六八年三月

（ていいんろう／本学大学院博士後期課程）